

松阪市建設工事入札事務取扱要綱

平成 17 年 1 月 1 日
松阪市告示第 144 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、松阪市契約規則(平成 17 年規則第 64 号。以下「規則」という。)、松阪市建設工事執行規程(平成 17 年告示第 6 号。以下「規程」という。)その他関係法令に定めるもののほか、松阪市及び松阪市上下水道部における建設工事等の条件付き一般競争入札を適正かつ厳正に執行することについて、定めるものとする。

(定義)

第 2 条 対象工事の種類は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事ならびに測量、調査及び設計(以下「工事等」という。)とする。

2 この要綱において「郵便入札案件」とは、入札に関する事務を市が指定した郵便方式により行う入札をいう。

3 この要綱において「電子入札案件」とは、入札に関する事務を電気通信回線に接続した電子計算機を通じて電子情報処理組織によって処理する情報処理システム(以下「電子入札システム」という。)を松阪市電子入札システム対応認証局発行の電子証明書を使用し行う入札をいう。

(発注公告)

第 3 条 条件付き一般競争入札に付す場合、市長は次の各号について松阪市のホームページ及び閲覧場所に掲載するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 設計金額
- (6) 入札に参加できる者の資格要件
- (7) 入札(開札)日時等
- (8) その他入札に必要とされる事項

2 前項第 6 号に規定する入札に参加できる者の資格要件については、松阪市建設工事等発注基準(平成 17 年告示第 153 号)によるものとする。

3 発注公告の掲載の時期については、毎週月曜日とする。ただし、発注案件がない場合及び急を要する場合は、この限りでない。

4 前項に規定する月曜日が休日の場合は、その前週の金曜日とする。

(入札参加申請)

第 4 条 入札に参加しようとする者は、各公告内容を確認し、市が指定する入札方式(郵便入札案件又は電子入札案件)において、入札参加申請を行うものとする。

2 郵便入札案件に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加申請書(第 1 号様式、第 2 号様式)及び必要に応じ、配置予定技術者調書(第 3 号様式)、類似工事の施工実績調書(第 4 号様式)、直営施工届出書(第 5 号様式)等をファックスにおいて提出するものとする。また、共同企業体を構成して参加申請する場合は、特定建設工事共同企業体入札参加申請書(第 6 号様式)、委任状(第 7 号様式)及び使用印鑑届(第 8 号様式)を契約監理課まで持参し提出するも

のとする。

3 郵便入札案件の参加に必要な指定様式は、松阪市のホームページからダウンロードできることとする。

4 電子入札案件に参加しようとする者は、電子入札システムを利用し、当該申請書提出期間内に参加申請するものとする。

5 特定建設工事共同企業体の入札参加資格を得て電子入札案件に参加しようとする者は、代表者の電子証明書を使用し、電子入札システムを利用するものとする。

(入札参加者の決定)

第5条 契約担当者が資格審査のうえ参加資格が無いとする場合、郵便入札案件については指定した期日までに電話等で連絡するものとし、電子入札案件については、電子入札システムにより参加否認通知を行うものとする。

2 入札参加業者については、開札までにインターネット上で公表するものとする。

(設計図書及び現場説明書等)

第6条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、第7条の規定により関係職員の説明を求めることができる。

2 設計図書及び現場説明書等は、各発注公告で指定した代理店で販売するものとし、通常の現場説明に代えるものとする。

(質問書等)

第7条 入札に参加しようとする者は、設計内容等についてファックスで質問することができる。尚、現場説明会は原則として行わないものとする。

2 質問の回答は、すみやかに質問提出者のみに行うものとする。

(入札保証金)

第8条 規則第8条第3号の規定により免除とする。

(入札)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。又、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

3 郵便入札案件の入札書提出方法は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかにより松阪郵便局留とし、1件の入札につき封筒は1枚とする。なお、入札書を持参した場合は、無効とするものとする。郵送する封筒は、指定サイズ(長さ23.5cm、幅12cm)とし、開札日、件名、差出人及び「入札書在中」を表記するものとする。(別記1)

4 電子入札参加資格の承認を受けた者は、電子入札案件に対する入札金額等(積算内訳書等の添付を含む。)の必要事項をすべて入力した入札書(以下「電子入札書」という。)を当該入札書提出期間の締切時刻まで(以下「入札期間」という。)に電子入札システムに提出するものとする。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札書の無効等)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札書を封筒に 2 枚以上入れた場合や、封筒表紙の件名と同封された入札書の件名が異なる場合。
- (3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき。
- (4) 発注公告により積算内訳書(第 9 号様式)の提出を入札時に求めた場合において、入札書と同時に積算内訳書を郵送(同封)又は添付しなかった場合は、無効とする。

2 同日に開札する契約金額 2,500 万円未満(建築一式工事は 5,000 万円未満)の工事における落札件数は 1 業者 1 件とする。また、同価入札により保留になった場合でも、その後の開札で落札者(候補を含む。)になった場合、当該同価入札分は無効とする。なお、測量設計等委託業務については、金額にかかわらず全面適用するものとする。

(開札執行補助者)

第 12 条 開札執行者は、市長であり、その執行補助者は、課長(補佐、主幹を含む。)とする。

(開札立会人)

第 13 条 入札参加申請書の到着順に通し番号を付し、参加件数に応じて次の表右欄に掲げる番号に該当した業者の方 3 名を開札立会人(以下「立会人」という。)として選定する。

入札参加申請書で資格参加を通った参加者数	立会人として依頼する申請書番号
3 以下	全て
4 又は 5	2・3・4
6～10	2・3・5
11～15	3・6・9
16～20	5・10・15
21～25	6・12・18
26～30	8・16・24
31 以上	10・20・30

2 立会人は、開札立会人調書(第 10 号様式)に署名するものとする。

3 立会人は、急用等により立会を欠席しようとする場合は、速やかに契約監理課に申し出ることとする。市長は、無断による欠席と認める場合には、当該入札書を無効にできるものとする。

(設計価格等の事前公表)

第 14 条 原則として、設計価格を個々の発注公告に掲示する。ただし、競争性が乏しいと認められる工事等(ゼネコン・プラントメーカー等を対象とする工事)については、設計価格は、非公表とし、次条第 2 項により決定した希望価格を掲示するものとする。

(予定価格等の決定)

第 15 条 設計価格事前公表型による予定価格の算出は、開札時(場所)において立会人が直接引く「くじ」により設計価格の 98.00～99.99%の範囲内で予定価格(千円止め)を決定するものとする。

2 希望価格事前公表型による希望価格の算出は、設計価格に一定率(各工種・各工事別)を乗じて予算執行者が開札前に設定するものとする。

(最低制限価格の設定)

第 16 条 設計価格事前公表型入札で最低制限価格を設定しようとする場合、工事については予定価格の 85%(千円止め)を、測量設計等委託業務については予定価格の 67%(千円止め)を最低制限価格とするものとする。

2 希望価格事前公表型入札による場合は、希望価格に一定率(8.5/10～2/3 の範囲内)を乗じ

て予算執行者が最低制限価格を設定するものとする。ただし、予算執行者が特に必要ないと認める場合は、最低制限価格を設定しないものとする。

(入札執行回数等)

第 17 条 入札執行回数は、1 回とする。

2 入札の結果、全社が最低制限価格未滿となった場合(以下「落札外」という。)は、予定価格算出率を 98.00%に再設定し、落札者を決定するものとする。

(入札参加業者数)

第 18 条 入札参加資格条件を満たしている業者は、全て入札に参加できるものとし、参加者数の制限は、設けない。

2 入札参加者が無い場合は、参加資格要件を見直し、再発注するものとする。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者は、開札する前までは入札を辞退することができるものとする。なお、入札期間締切り後の辞退については、契約担当者の承諾を得て入札辞退届(第 11 号様式)により届け出るものとする。

2 入札期間を超過し入札書(電子入札書を含む。)が未到着の場合は、当該入札を辞退したものとする。この場合、入札辞退届の提出は不必要とする。

3 入札の辞退が相次ぎ、入札者が 1 業者となったときは、入札の執行を中止する。

(同価入札による落札者の決定等)

第 20 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 名以上ある場合は、該当入札者に通知し、当該入札者が直接「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。ただし、該当入札者に通知できない等の場合は、入札事務に関係のない職員が代理で「くじ」を引くことができるものとする。

2 前項により「くじ」を引く者は、代表権を有する必要はないものとする。

3 当該入札者が「くじ」引きを拒否することは、規則第 13 条第 4 項の規定により認めないものとする。

(契約保証金)

第 21 条 契約の相手方は、契約を締結する際には規則第 31 条に規定する契約保証金を納付するものとする。ただし、設計金額 500 万円未滿の契約を締結する場合は、契約履行証明書(第 12 号様式)を提出した者に限り契約保証金を免除することができるものとする。

2 金銭的保証では履行保証として十分でないため役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証(かし担保特約を付したものに限る。)で、契約保証金は、契約金額の 10 分の 3 以上とする。

(契約時における添付書類)

第 22 条 契約の相手方は、契約を締結する際に次の書類(完納証明書の写し)を添付するものとする。

落札業者	完納証明書
市内、準市内業者	市税、県税及び国税の完納証明書の写し
県内業者	県税及び国税の完納証明書の写し
県外業者	国税の完納証明書の写し

上記証明書は、発行日から 3 ヶ月間を有効期間とする。

(入札結果等の公表)

第 23 条 入札結果については、開札当日に速報を松阪市のホームページ及び閲覧場所で公表し、翌日には入札全結果を公表するものとする。

(設計書内訳の公表)

第 24 条 開札後に当該設計書を閲覧場所で公表するものとし、公表する期間は、当該年度中とする。

2 前項で公表する内容は、土木工事が「本工事内訳書」、建築工事が「設計内訳書(種目及び科目まで)とする。

(開札の公開)

第 25 条 開札は、別に定める入札における傍聴者の留意事項(別記 2)を遵守することを前提に一般公開とする。

(契約書等の提出)

第 26 条 落札者は、落札通知書に指定された期日までに、契約書案に記名捺印し、契約担当課まで提出するものとする。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失うものとする。

(異議の申立)

第 27 条 落札者は、開札後、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 28 条 受注件数に偏りが生じたと認められ、受注件数の少ない企業に対する入札執行要領による実施要件を満たしている場合は、当該要領に従い入札を執行するものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 31 日告示 179-2 号)

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 27 日告示 40 号)

この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 11 日告示 44 号)

この要綱は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。

松阪市指定サイズ(入札封筒)

松阪郵便局留		5 1 5 - 8 7 9 9
松阪市役所 契約監理課 行		
入札書在中		
開札日	平成 年 月 日開札	
件名		

表面 長さ23.5cm、幅12cm

差出人	所在地	
	会社名	

裏面

- ◎一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかにより差出が確認できる郵送方法とする。
- ◎上記事項は、必ず明記するものとする。
- ◎封筒は、必ずのりで閉じることとする。

入札(開札)における傍聴者の留意事項

(公開の原則)

第1条 入札(開札)の執行は、原則公開とする。

(入札室に入ることのできない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札室に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類等を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札(開札)を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、入札室では次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入札(開札)に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、哄笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の音を発する機器の電源を切っておくこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに立ち歩き、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は入札(開札)の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第4条 傍聴者は、非公開と定めた入札(開札)を執行するときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第5条 係員は、第3条各号に定める事項を遵守しない傍聴者がある場合には、退出を命じるものとする。この場合において、傍聴者は、すべての係員の指示に従わなければならない。